

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年一月二十八日法律第一三七号)

一、提案理由(平成一六年一月二一日・衆議院安全保障委員会)

大野国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の内容にかんがみ、特別職である防衛庁職員について所要の措置を講ずるものであります。

すなわち、国立大学の法人化等により一般職の職員の給与に関する法律別表第六口教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている陸上自衛隊少年工科学校の教官等に対し適用する俸給表として、新たに自衛隊教官俸給表を設けることといたしております。

以上のほか、施行期日、俸給表の新設等に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院安全保障委員長報告(平成一六年一月二二日)

小林興起君 ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の改正に伴い、特別職である防衛庁職員について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

国立大学の法人化等により、一般職の職員の給与に関する法律別表第六口教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている防衛庁の職員に対し新たに適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新設すること、

新俸給表を設けることに伴う所要の切りかえ措置等を設けること等であります。

本案は、去る十月二十日本委員会に付託され、昨二十一日大野防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、本二十二日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成一六年一月二七日)

林芳正君 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学の法人化等により、一般職職員給与法別表の教育職俸給表(二)

が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けていた陸上自衛隊少年工科学校教官等に対し適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新たに設けること、その他所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自衛隊生徒の教育の現状と自衛隊における教育訓練の在り方、寒冷地手当削減に伴う予算の歳出節減等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。